

特別養護老人ホームきらら藤枝 利用料金表 (1割負担の場合)

1. サービス利用料金について

当施設で提供できるお部屋は、ユニット型個室です。

*加算はすべてのご利用者様に係る1ヶ月の加算を掲げてあります。

1単位あたり10.14円

(単位：円)

		要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
基本 単 位 数	介護サービス費		19,140	21,150	23,340	25,380	27,390	
	日常生活継続支援加算		1,380	1,380	1,380	1,380	1,380	
	看護体制加算Ⅰ		120	120	120	120	120	
	看護体制加算Ⅱ		240	240	240	240	240	
	個別機能訓練加算		360	360	360	360	360	
	夜勤職員配置加算Ⅱ		540	540	540	540	540	
	栄養マネジメント加算		420	420	420	420	420	
	口腔衛生管理体制加算		30	30	30	30	30	
介護職員処遇改善加算Ⅰ	8.3%		1,845	2,012	2,194	2,363	2,530	
介護職員特定処遇改善加算Ⅰ	2.7%		600	654	714	769	823	
介護保険料小計 1割(10%)金額			25,021	27,283	29,749	32,045	34,307	
施設 利 用 料	居住費(2,500円/日)	75,000						
	食費(1,392円/日)	41,760						
	その他の日常生活費	実費						
サービス利用に係る自己負担金額(30日分)			141,781	144,043	146,509	148,805	151,067	

※各加算については、国の定める職員体制等の加算要件を充足した場合に加算させていただきます。

※ご利用者自己負担額は、原則1割ですが、一定以上の所得のある方の自己負担は2割又は3割となります。

※初期加算…入居日から起算して30日以内の期間については初期加算(30単位)が加算されます。また、1ヵ月を超える入院後の再入居の際も30日間は初期加算が加算されます。

※療養食加算…医師より、疾患治療を目的に処方された食事せんに基づき療養食を提供した場合に療養食加算(1回につき6単位)が加算されます。

※1単位あたり10.14円(7級地)になりますので、利用方法及び計算方法により「サービス利用に係る自己負担額」が異なる場合があります。

※介護職員処遇改善加算Ⅰは総単位数の8.3%、介護職員特定処遇改善加算Ⅰは2.7%になります。

2. 減額制度について

低所得要件に該当する方は、居住費と食費の減額があります(30日分)。

(単位：円)

利用者負担段階	対象者	居住費	食費
第1段階	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方	24,600	9,000
第2段階	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	24,600	11,700
第3段階	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で上記第2段階以外の方	39,300	19,500

サービス利用に係る負担金額

(単位：円)

		要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	1ヶ月(30日分)		58,621	60,883	63,349	65,645	67,907
第2段階			61,321	63,583	66,049	68,345	70,607
第3段階			83,821	86,083	88,549	90,845	93,107

ご不明な点は、お気軽にお問合せ下さい。

特別養護老人ホーム きらら藤枝
〒426-0009 静岡県藤枝市八幡198
電話. 054-646-6766 FAX. 054-646-6755

特別養護老人ホームきらら藤枝 利用料金表 (2割負担の場合)

1. サービス利用料金について

当施設で提供できるお部屋は、ユニット型個室です。

*加算はすべてのご利用者様に係る1ヶ月の加算を掲げてあります。

1単位あたり10.14円

(単位：円)

		要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
基本 単 位 数	介護サービス費		19,140	21,150	23,340	25,380	27,390	
	日常生活継続支援加算		1,380	1,380	1,380	1,380	1,380	
	看護体制加算Ⅰ		120	120	120	120	120	
	看護体制加算Ⅱ		240	240	240	240	240	
	個別機能訓練加算		360	360	360	360	360	
	夜勤職員配置加算Ⅱ		540	540	540	540	540	
	栄養マネジメント加算		420	420	420	420	420	
	口腔衛生管理体制加算		30	30	30	30	30	
介護職員処遇改善加算Ⅰ	8.3%		1,845	2,012	2,194	2,363	2,530	
介護職員特定処遇改善加算Ⅰ	2.7%		600	654	714	769	823	
介護保険料小計2割(20%)金額			50,041	54,566	59,498	64,089	68,614	
施設 利用 料	居住費(2,500円/日)		75,000					
	食費(1,392円/日)		41,760					
	その他の日常生活費		実費					
サービス利用に係る自己負担金額(30日分)			166,801	171,326	176,258	180,849	185,374	

※各加算については、国の定める職員体制等の加算要件を充足した場合に加算させていただきます。

※ご利用者自己負担額は、原則1割ですが、一定以上の所得のある方の自己負担は2割又は3割となります。

※初期加算…入居日から起算して30日以内の期間については初期加算(30単位)が加算されます。また、1ヵ月を超える入院後の再入居の際も30日間は初期加算が加算されます。

※療養食加算…医師より、疾患治療を目的に処方された食事せんに基づき療養食を提供した場合に療養食加算(1回につき6単位)が加算されます。

※1単位あたり10.14円(7級地)になりますので、利用方法及び計算方法により「サービス利用に係る自己負担額」が異なる場合があります。

※介護職員処遇改善加算Ⅰは総単位数の8.3%、介護職員特定処遇改善加算Ⅰは2.7%になります。

ご不明な点は、お気軽にお問合せ下さい。

特別養護老人ホーム きらら藤枝
〒426-0009 静岡県藤枝市八幡198
電話. 054-646-6766 FAX. 054-646-6755

特別養護老人ホームきらら藤枝 利用料金表 (3割負担の場合)

1. サービス利用料金について

当施設で提供できるお部屋は、ユニット型個室です。

*加算はすべてのご利用者様に係る1ヶ月の加算を掲げてあります。

1単位あたり10.14円

(単位：円)

		要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本 単 位 数	介護サービス費		19,140	21,150	23,340	25,380	27,390
	日常生活継続支援加算		1,380	1,380	1,380	1,380	1,380
	看護体制加算Ⅰ		120	120	120	120	120
	看護体制加算Ⅱ		240	240	240	240	240
	個別機能訓練加算		360	360	360	360	360
	夜勤職員配置加算Ⅱ		540	540	540	540	540
	栄養マネジメント加算		420	420	420	420	420
	口腔衛生管理体制加算		30	30	30	30	30
介護職員処遇改善加算Ⅰ	8.3%	1,845	2,012	2,194	2,363	2,530	
介護職員特定処遇改善加算Ⅰ	2.7%	600	654	714	769	823	
介護保険料小計3割(30%)金額			75,062	81,848	89,247	96,134	102,920
施設 利用 料	居住費(2,500円/日)		75,000				
	食費(1,392円/日)		41,760				
	その他の日常生活費		実費				
サービス利用に係る自己負担金額(30日分)			191,822	198,608	206,007	212,894	219,680

※各加算については、国の定める職員体制等の加算要件を充足した場合に加算させていただきます。

※ご利用者自己負担額は、原則1割ですが、一定以上の所得のある方の自己負担は2割又は3割となります。

※初期加算…入居日から起算して30日以内の期間については初期加算(30単位)が加算されます。また、1ヵ月を超える入院後の再入居の際も30日間は初期加算が加算されます。

※療養食加算…医師より、疾患治療を目的に処方された食事せんに基づき療養食を提供した場合に療養食加算(1回につき6単位)が加算されます。

※1単位あたり10.14円(7級地)になりますので、利用方法及び計算方法により「サービス利用に係る自己負担額」が異なる場合があります。

※介護職員処遇改善加算Ⅰは総単位数の8.3%、介護職員特定処遇改善加算Ⅰは2.7%になります。

ご不明な点は、お気軽にお問合せ下さい。

特別養護老人ホーム きらら藤枝
〒426-0009 静岡県藤枝市八幡198
電話. 054-646-6766 FAX. 054-646-6755